

相模原市スポーツ協会スポーツボランティア設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの振興を目指して、支えるスポーツの担い手としてのスポーツボランティアの普及と活動の促進を図るため、スポーツ大会等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ登録し、要請に基づき、各種スポーツ大会等を紹介する「相模原市スポーツ協会スポーツボランティア」(以下「ボランティア制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(登録の条件)

第2条 ボランティア制度に登録できる者は、市内に在住又は在勤、在学する15歳以上(中学生を除く)の者で、スポーツに関心があり、支えるスポーツに積極的に協力することができる者とする。

(登録の申込)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、書面により(公財)相模原市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)に登録の申込を行うものとする。

(登録)

第4条 スポーツ協会は、前条の申込があったときは、内容を審査し、適格であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該者にその旨を通知するものとする。

(登録簿)

第5条 前条の規定による登録は、スポーツボランティア登録簿(以下「登録簿」という。)に登録することにより行う。

2 スポーツ協会は、登録簿を整備するとともに、適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 登録簿に登録された者(以下「登録者」という。)の個人情報は、(公財)相模原市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(登録事項の変更)

第7条 登録者は、登録簿に登録された事項に変更が生じたときは、速やかにスポーツ協会に申出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 スポーツ協会は、登録者がボランティア制度の趣旨に反する行為をした場合又は登録者から登録の取消しの申出があった場合は、速やかに登録を取り消すものとする。

(協力の申請)

第9条 登録者にボランティアをお願いしようとする者(以下、「依頼者」という。)は、書面によりスポーツ協会に申請をしなければならない。

(紹介の決定)

第10条 スポーツ協会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、紹介することが適当と認めるときは、その旨を当該依頼者に通知するものとする。

2 スポーツ協会は、登録者への紹介は原則としてスポーツに関する事業とし、公序良俗に反するもの、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、行わないものとする。

(経費の負担)

第11条 スポーツ協会は、登録者に対し、スポーツボランティア活動に関する経費(活動場所までの交通費、食事代、傷害保険料など)の負担はしない。

2 登録者が前条第1項の規定により紹介することが適当と認められたものに協力する場合の経費については、依頼者の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。